令和2年5月11日

**通所介護における介護保険最新情報vol.779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」及び介護保険最新情報vol.809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」に係る長崎市の取り扱いについて**

**①通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供について**

令和2年3月6日付け介護保険最新情報vol.779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」より

問１　令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所（デイサービス等）が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせて実施する場合も、同様の取扱いが可能か。

（答）

可能である。

**上記取り扱いについては、利用者の希望に応じて通所または訪問によるサービス提供を行い、介護報酬を算定（加算を含む）してください。なお、訪問によるサービスを提供する際は事前にケアマネジャーに確認を行ってください。総合事業についても同様の取り扱いとします。**

＊居宅への訪問を行った居宅サービス及び地域密着型サービスでの算定方法

令和2年2月24日付け介護保険最新情報vol.770「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」で示された以下の取扱いと同様

居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合

算定方法（通所系サービスの場合）

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定する。

ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば１時間未満）の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分）で算定する。

なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

※ なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい。

令和元年10月15日付け「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」抜粋

(7) サービス事業所等が被災したことにより、一時的指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなった場合

　指定等基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算など）、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（個別機能訓練加算など）については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

＊総合事業の場合の算定方法：通常通り月単位での請求

**②電話による安否確認での介護報酬の算定について**

令和2年4月7日付け介護保険最新情報vol.809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」より

問1　通所系サービス事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。以下、同じ。）が都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

（答）

通所系サービス事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙１を参考にされたい。なお、対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

問2　問1の取扱について、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

（答）

通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法等は問1の取扱いと同様である。

**上記取り扱いについては**

**①利用者（又は、その家族）に通所サービスと同等の費用負担が生じることも含め、正確な説明を行い、同意書（任意様式）を取ること。なお、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、同意書はサービス提供後に得ることとしてよい。**

**②事前にケアマネジャーに確認を行うこと**

**を条件とし、介護報酬を算定（加算を含める）してください。**

**総合事業についても同様の取り扱いとします。**

＊電話で安否確認を行った居宅サービス及び地域密着型サービスでの算定方法

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）」と同様とし、1日1回の算定を認めます。

例、安否確認の電話を10分ほど行った→2時間以上3時間未満での算定

＊総合事業の場合の算定方法:通常通り月単位での請求

そのほか、厚生労働省老健局が発出したコロナウイルス関する介護保険最新情報についても、長崎市は基本的にそれに則った方針です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎市福祉部福祉総務課

企画推進係

電話　095-829-1161

FAX　 095-829-1140